改定後	改定前
介護年金保険(無解約返戻金型)普通保険約款	介護年金保険(無解約返戻金型)普通保険約款
(中 略)	(中 略)

### 3. 介護年金の支払

### 第3条(介護年金の支払)

- (1) この保険契約において支払う介護年金は、次のとおりです。
- ① 第1回介護年金

支払額	保険証券に記載された介護年金額	
受取人	介護年金受取人	
支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として次	
	のいずれかの事由に該当したとき。	
	7. 公的介護保険制度(別表5)による要介護認定(別表5)を	
	受け、要介護2以上(別表5)に該当していると認定された	
	とき。	
	イ. 要介護状態(別表6)に該当し、かつ、要介護状態(別表	
	6)がその該当した日からその日を含めて180日を超えて継	
	続したと、医師(※1)によって診断確定されたとき。	
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。	
	ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失	
	イ. 被保険者の犯罪行為	
	ウ. 被保険者の薬物依存(※2)	
	ェ. 戦争その他の変乱	

- (※1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を 持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をい います。
- (※2) 「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた 分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、

3. 介護年金の支払

### 第3条(介護年金の支払)

- (1) この保険契約において支払う介護年金は、次のとおりです。
- ① 第1回介護年金

支払額	保険証券に記載された介護年金額	
受取人	介護年金受取人	
支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として次	
	のいずれかの事由に該当したとき。	
	ア. 公的介護保険制度(別表5)による要介護認定(別表5)を	
	受け、要介護2以上(別表5)に該当していると認定された	
	とき。	
	イ. 要介護状態(別表6)に該当し、かつ、要介護状態(別表	
	6)がその該当した日からその日を含めて180日を超えて継	
	続したと、医師(※1)によって診断確定されたとき。	
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。	
	ア. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失	
	イ. 被保険者の犯罪行為	
	ウ. 被保険者の薬物依存(※2)	
	ェ. 戦争その他の変乱	

- (※1) 日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいいます。
- (※2) 「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた 分類項目中の分類番号 F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、

改定後

F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

② 第2回以後介護年金

支払額	支払事由に該当するごとに、保険証券に記載された介護年金	
	額	
受取人	介護年金受取人	
支払事由	第1回介護年金が支払われた場合において、年金支払期間中	
	の年金支払日に被保険者が生存しているとき。	

- (2) 被保険者が責任開始期前に発病した疾病を原因として責任開始日からその日を含めて2年を経過した日以後にその疾病の合併症(注1)を発症したと医師(注2)により診断された場合で、その合併症(注1)を原因として本条(1)①の支払事由7.または4.に該当したときは、第1回介護年金の支払事由に該当したものとします。ただし、責任開始期前に発病した疾病が、第21条(告知義務)の規定により保険契約者または被保険者に告知を求めた疾病(注3)でない場合(注4)に限ります。
- (3) 本条(2)の規定は、別表7に掲げるいずれかの身体部位に生じた疾病を原因 として、その身体部位と別表7に掲げる同一の区分に属する身体部位に合併 症(注1)が生じた場合には、適用しません。
- (4) 第1回介護年金の支払は、保険期間を通じて1回を限度とします。
- (注1) ある疾病が原因となって生じる別の疾病(疾病の結果として生じる身体部位の欠損または運動機能もしくは感覚機能の障害は含みません。)をいいます。例えば、糖尿病が原因となって生じる糖尿病腎症、糖尿病網膜症、糖尿病神経障害等をいいます。
- (注2) 日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいいます。
- (注3) その疾病について一定期間内に医師による診察、検査、投薬その他の 治療を受けたことをこの保険契約に関する告知事項とした場合における その疾病をいいます。
- (注4) 責任開始期前に発病した疾病について次のいずれかに該当する場合は 含みません。

改定前

F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

② 第2回以後介護年金

支払額	支払事由に該当するごとに、保険証券に記載された介護年金	
	額	
受取人	介護年金受取人	
支払事由	第1回介護年金が支払われた場合において、年金支払期間中	
	の年金支払日に被保険者が生存しているとき。	

(2) 第1回介護年金の支払は、保険期間を通じて1回を限度とします。

介護年金保険(無解約返戻金型	型)普通保険約款 新旧対比表
改定後	改定前
① 保険契約者または被保険者が告知をした後に発病した疾病であっ	
て、告知を求めた疾病(注3)と医学上同一の疾病に分類される場合	
② その疾病により一定期間内に入院し、または手術を受けたことが本	
条(注3)に定める告知事項以外のこの保険契約に関する告知事項に該	
当する場合	
(中略)	(中 略)
第20条 (責任開始期前の原因による無効) (1) 被保険者が責任開始期(注1)前の傷害または疾病(注2)を原因として次のいずれかに該当した場合(注3)で、その認定された日または診断確定された日からその日を含めて1年以内に保険契約者から当会社に申出があったとき	第20条 (責任開始期前の原因による無効) (1) 被保険者が責任開始期(注1)前の傷害または疾病(注2)を原因として次のいずれかに該当した場合で、その認定された日または診断確定された日からその日を含めて1年以内に保険契約者から当会社に申出があったときは、保

① 公的介護保険制度(別表5)による要介護認定(別表5)を受け、要介護2 以上(別表5)に該当していると認定されたとき。

は、保険契約を無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し

- ② 要介護状態(別表6)に該当したと医師(注4)によって診断確定されたと き。ただし、その要介護状態(別表6)がその該当した日からその日を含め て180日を超えて継続した場合に限ります。
- (2) 本条(1)の場合、保険契約者はすみやかに当会社に通知のうえ、当会社所定 の書類(別表1)を提出してください。
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①~④のいずれかの要件を充足するとき は、これらの規定を適用して保険契約を無効とし、または保険契約の取消も しくは解除をすることができるものとします。
  - ① 第18条(詐欺による取消)に規定する詐欺による取消
  - ② 前条に規定する不法取得目的による無効

ます。

- ③ 第22条(告知義務違反による解除)に規定する告知義務違反による解除
- ④ 第24条 (重大事由による解除) に規定する重大事由による解除
- (注1) 復活における責任開始期を除きます。

- 険契約を無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
- ① 公的介護保険制度(別表5)による要介護認定(別表5)を受け、要介護2 以上(別表5)に該当していると認定されたとき。
- ② 要介護状態(別表6)に該当したと医師(注3)によって診断確定されたと き。ただし、その要介護状態(別表6)がその該当した日からその日を含め て180日を超えて継続した場合に限ります。
- (2) 本条(1)の場合、保険契約者はすみやかに当会社に通知のうえ、当会社所定 の書類(別表1)を提出してください。
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①~④のいずれかの要件を充足するとき は、これらの規定を適用して保険契約を無効とし、または保険契約の取消も しくは解除をすることができるものとします。
  - ① 第18条(詐欺による取消)に規定する詐欺による取消
  - ② 前条に規定する不法取得目的による無効
  - ③ 第22条(告知義務違反による解除)に規定する告知義務違反による解除
- ④ 第24条(重大事由による解除)に規定する重大事由による解除
- (注1) 復活における責任開始期を除きます。

# 介護年金保険 (無解約返戻金型) 普通保険約款 新旧対比表

改定後	改定前
(注2) 責任開始期(注1)前の傷害または疾病の取扱いについては、第4条	(注2) 責任開始期(注1)前の傷害または疾病の取扱いについては、第4条
(介護年金の支払に関する補則)(2)の規定を準用します。	(介護年金の支払に関する補則) (2)の規定を準用します。
(注3) 第3条(介護年金の支払)(2)の規定が適用される場合は含みません。	
(注 <u>4</u> ) 日本の医師の資格を持つ者をいいます。	(注 <u>3</u> ) 日本の医師の資格を持つ者をいいます。
(中 略)	(中 略)
別表7 身体部位	(新 設)
1. 身体部位とは、次に掲げるものをいいます。	
<u>身体部位の区分</u>	
1   脳(脳神経および脳血管を含みます。) および頸動脈(腕頭動脈、総頸動	
脈、外頸動脈、内頸動脈および椎骨動脈をいいます。)_	
<u>2</u> <u>左眼球</u>	
<u>3</u> <u>右眼球</u>	
(左眼球、右眼球には、それぞれ同側の眼球附属器(眼瞼、結膜および眼筋	
等をいいます。)、網膜および視神経を含みます。)	
<u>4</u> <u>左耳</u>	
<u>5</u> <u>右耳</u>	
(耳とは、内耳、中耳および外耳をいい、左耳、右耳には、それぞれ同側の	
<u>聴神経および乳様突起を含みます。)</u>	
<u>6</u> <u>鼻(副鼻腔を含みます。)</u>	
<u>7</u> <u>咽頭および喉頭</u>	
8 口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺	
9 甲状腺(副甲状腺を含みます。)	
<u>10</u> <u>食道</u>	
<u>11</u> <u>胃</u>	
12   小腸(十二指腸、空腸および回腸をいいます。)	
13 大腸(結腸、直腸、盲腸および虫様突起をいいます。)および肛門	
14 <u>肝臓、胆嚢および胆管</u>	

# 介護年金保険 (無解約返戻金型) 普通保険約款 新旧対比表

	万 设 中 並 体 陝 ( 無 所		
	改定後	改定前	
<u>15</u>	膵臓		
16	<u>〜</u> 心臓(冠動脈、心膜および心膜腔を含みます。)		
17	大動脈(上行大動脈、大動脈弓および下行大動脈をいいます。)		
18	大静脈(上大静脈および下大静脈をいいます。)		
19	肺臓(肺動脈および肺静脈を含みます。)、胸膜、気管、気管支および胸郭		
<u>20</u>	左腎臓		
<u>21</u>	右腎臓		
	(左腎臓、右腎臓には、それぞれ同側の副腎および尿管を含みます。)		
<u>22</u>	膀胱および尿道		
<u>23</u>	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢		
<u>24</u>	子宮、卵巣および子宮附属器		
<u>25</u>	<u>左乳房</u>		
<u>26</u>	<u>右乳房</u>		
	(左乳房、右乳房には、それぞれ同側の乳腺を含みます。)		
<u>27</u>	<u>左鼠蹊部</u>		
<u>28</u>	右鼠蹊部		
<u>29</u>	<u>脊椎(頸椎、胸椎、腰椎、仙骨および尾骨をいい、それらの部位の脊髄、</u>		
	神経根および靭帯を含みます。)_		
<u>30</u>	左肩関節部		
<u>31</u>	右肩関節部		
<u>32</u>	<u>左鎖骨</u>		
<u>33</u>	右鎖骨		
<u>34</u>	左股関節部		
<u>35</u>	右股関節部		
<u>36</u>	<u>左上肢(左肩関節部を除きます。)</u>		
<u>37</u>	<u>右上肢(右肩関節部を除きます。)</u>		
<u>38</u>	左下肢(左股関節部を除きます。)		
<u>39</u>	右下肢(右股関節部を除きます。)_		
<u>40</u>	皮膚(頭皮を含みます。)		
<u>41</u>	上顎骨、下顎骨、顎関節および頬骨		
<u>42</u>	<u>肋骨、肋軟骨および胸骨</u>		
2.	身体部位の区分は前1.の表1~42によるものとし、前1.の表において同		

# 介護年金保険 (無解約返戻金型) 普通保険約款 新旧対比表

改定後	改定前
じ番号が付された身体部位は同一の区分に属する身体部位とみなします。	